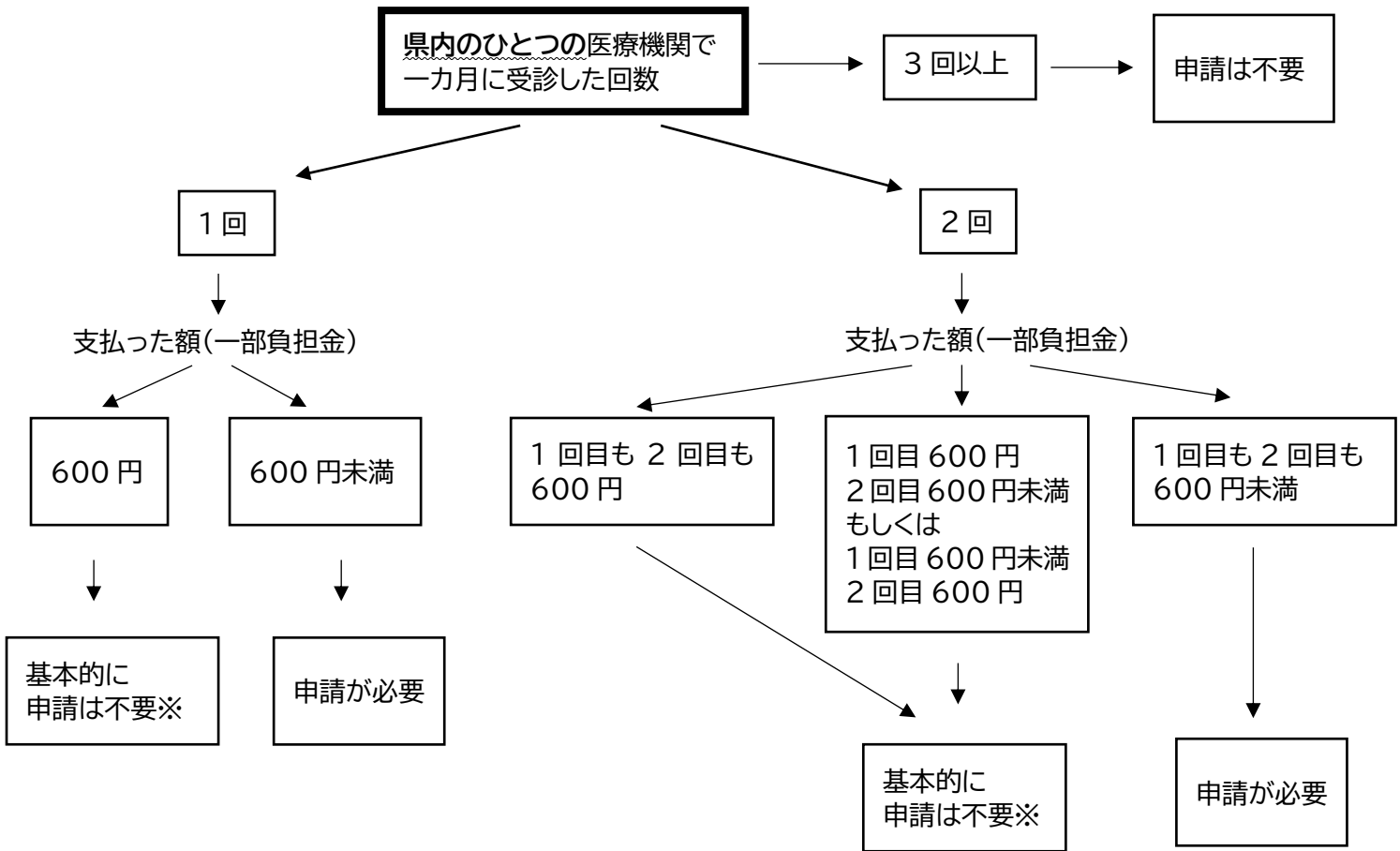


マル福受給後の小児医療費助成制度申請に係るフロー図(18歳以下の対象者に限る)



- ・申請は診療した月が終わってからとなります。
- ・二つ以上の医療機関を受診したときは、上記のフロー図を医療機関ごとにあてはめて下さい。
- ・同じ医療機関でも、医科と歯科はそれぞれで受診した回数と金額であてはめて下さい。
- ・茨城県外の医療機関を受診したときは、上記のフロー図に関わらず申請が必要です。
- ・申請の期限は受診日から5年間です。
- ・診療点数で金額を計算しているため、実際に支払った金額と振込される金額に数円誤差がでる場合がありますのでご了承ください。

※600円の支払いであった場合でも、保険点数が3割負担者で200点以下(2割負担者で300点以下)の場合は申請が必要です。医療機関が発行する領収書で保険点数を確認して下さい。